

広島県条例第六号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長、副出納長」を「会計管理者」に改める。

(広島県税条例の一部改正)

第二条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県吏員」を「県職員」に改める。

第七条の二中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(広島県部設置条例の一部改正)

第三条 広島県部設置条例(昭和二十九年広島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「出納長室」を「会計管理局」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第四条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十三年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「同法同条」を「同条」に改め、同条第三項第一号中「出納長及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)」を「並びに地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六十八条第一項に規定する出納長及び同法」に改め、同項第四号中「同法」を「地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第九十九号)による改正前の地方自治法」に改め、同項第五号中「第九条第一項」を「第九条の二第一項」に改め、同項第十号中「第百十一条」を「第百九条」に改める。

(特別職等の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 特別職等の退職手当に関する条例(昭和三十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を削る。

第二条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第六条 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第七条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「出納長」を削る。

別表第一号中「第百九条第五項、第百九条の二第四項及び第百十条第四項」を「第百九条第六項(法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。)」に、「第百九条第四項、第百九条の二第四項及び第百十条第四項」を「第百九条第五項(法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。)」に改め、同表第三号中「第二十一条第四項」を「第二十一条第三項」に改め、同表第七号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

別表第三(一)の表中

知事	一、三八九、〇〇〇円
副知事	一、〇九一、〇〇〇円
出納長	九三三、〇〇〇円

を

知事	一、三八九、〇〇〇円
副知事	一、〇九一、〇〇〇円

に改める。

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第八条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第八号の三(8)、(11)、(21)、(28)、(45)及び(53)中「技術吏員」を「職員」に改める。

(特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第九条 特別職の職員等の給与の特例に関する条例(平成十八年広島県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「、出納長」及び「及び出納長」を削る。

(広島県統計調査条例の一部改正)

第十条 広島県統計調査条例(昭和二十五年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条第一項中「吏員」を「職員」に改める。

(食品衛生に関する条例の一部改正)

第十一条 食品衛生に関する条例(昭和二十六年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項並びに第九条第二項第二号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(かきの処理をする作業場に関する条例の一部改正)

第十二条 かきの処理をする作業場に関する条例(昭和三十三年広島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(普通河川等保全条例の一部改正)

第十三条 普通河川等保全条例(昭和二十三年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(広島県建築審査会条例の一部改正)

第十四条 広島県建築審査会条例(昭和二十五年広島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「県吏員」を「県職員」に改める。

(副出納長設置及び定数条例の廃止)

第十五条 副出納長設置及び定数条例(昭和三十年広島県条例第十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中別表第一第一号、第三号及び第七号の改正規定 公布の日

二 第六条の規定 公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)次項において「改正法」という。中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四の改正規定の施行の日のうち、いずれか遅い日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十九年四月一日

(経過措置)

2 改正法附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合においては、その任期中に限り、第一条の規定による改正前の広島県職員定数条例第一条、第二条の規定による改正前の広島県税条例第七条の二、第五条の規定による改正前の特別職等の退職手当に関する条例第一条及び第二条第二項、第七条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二条第三項及び別表第三(一)の表、第九条の規定による改正前の特別職の職員等の給与の特例に関する条例第三条並びに第十五条の規定による廃止前の副出納長設置及び定数条例の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

栄養教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第七号

栄養教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三口教育職給料表(二)の備考1及び同表ハ教育職給料表(三)の備考1(2)中「~~養護~~」を「~~養護~~」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号イ及びロ並びに第七条第一項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第四条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに

公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第八号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条の六第一項及び第三項中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第三口教育職給料表(二)の備考1中「~~聾学校、ろう学校又は養護学校~~」を「~~聾学校~~」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十三号中「盲学校等勤務職員」を「特別支援学校勤務職員」に改める。

第三十六条第一項中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第四十三条の見出し中「盲学校等勤務職員」を「特別支援学校勤務職員」に改め、同条第一項中「盲学校等勤務職員」を「特別支援学校勤務職員」に、「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第四十八条第一項中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第五十四条第四項中「盲学校等勤務職員」を「特別支援学校勤務職員」に改める。

第三条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号、第二号及び第三号並びに第八条第一項及び第三項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第四条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第八号中「学校教育法」を「学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法」に改める。

(広島県立高等学校等設置条例の一部改正)

第五条 広島県立高等学校等設置条例(昭和三十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第三中「一広島県立盲学校

一 広島市東区戸坂千足二丁目」を

「一広島県立広島中央特別支援学校 広島市東区戸坂千足二丁目」に、「広島県立広島ろう学校」を「広島県立広島南特別支援学校」に、「広島県立尾道ろう学校」を「広島県立尾道特別支援学校」に、「広島県立広島養護学校」を「広島県立広島特別支援学校」に、「広島県立福山養護学校」を「広島県立福山特別支援学校」に、「広島県立西条養護学校」を「広島県立西条特別支援学校」に、「広島県立広島西養護学校」を「広島県立広島西特別支援学校」に、「広島県立福山北養護学校」を「広島県立福山北特別支援学校」に、「広島県立三原養護学校」を「広島県立三原特別支援学校」に、「広島県立呉養護学校」を「広島県立呉特別支援学校」に、「広島県立庄原養護学校」を「広島県立庄原特別支援学校」に、「広島県立広島北養護学校」を「広島県立広島北特別支援学校」に、「

「広島県立沼隈養護学校」を「広島県立沼隈特別支援学校」に、「広島県立黒瀬養護学校」を「広島県立黒瀬特別支援学校」に改める。

(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第六条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第七条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正)

第八条 広島県高等学校等奨学金貸付条例(平成十四年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「盲学校、ろう学校及び養護学校高等部」を「特別支援学校高等部」に、「盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部」を「特別支援学校の高等部」に改め、同条第五号中「盲学校、ろう学校及び養護学校高等部」を「特別支援学校高等部」に改める。

第三条第四号中「盲学校、ろう学校及び養護学校高等部」を「特別支援学校高等部」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県告示条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第九号

広島県公告式条例の一部を改正する条例

広島県公告式条例(昭和二十五年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条に見出しとして「(施行期日の特例)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

(広島県報の発行)

第七条 第二条第二項の広島県報は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。)により不特定多数の者が広島県報に登録すべき事項の情報提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものとする方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による広島県報の発行は、広島県報に登録すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態になつたときに行われたものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、電子情報処理組織に係る事故その他の特別の事情により、同項に規定する方法により広島県報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもつて発行することにより、これに代えることができる。

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(財政状況の公表に関する条例の一部改正)

2 財政状況の公表に関する条例(昭和二十三年広島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「これを行なう」を「行う」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

(広島県議会議員の職に在つた者の待遇に関する条例の一部改正)

3 広島県議会議員の職に在つた者の待遇に関する条例(昭和二十六年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「県公報その他」を削る。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県条例第十号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員に勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、前項の休憩時間(一日の勤務時間が六時間を超え八時間以内の場合において置くものに限る。)を四十五分を超えるものとした場合において、当該休憩時間によると福祉に重大な影響を受けると認められる職員であつて人事委員会規則で定めるところが人事委員会規則で定めるところにより請求した場合には、当該職員に係る休憩時間を短縮することができる。

第七条を削り、第八条第一項中「正規の勤務時間」を「第二条から第五条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第八条 任命権者は、次に掲げる職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間

の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

二 小学校に就学している子のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第十四条第一項に規定する要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。)」が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第十四条第一項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第八条の二第二項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第三項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第四条第一項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員のうち交替制勤務に従事する職員の休憩時間及びこの条例による改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第七条の休憩時間については、当分の間、なお従前の例によることができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第七条」を「第六条第二項、第八条」に改める。

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十一号

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、二〇三人」を「四、九九三人」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、五四五人」を「五、四二七人」に改め、同条第二号中「一五、三

六一人」を「一五、二八九人」に改める。

第四条中「それぞれ知事又は」を削る。

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第三条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、九五四人」を「五、〇四四人」に、「一四八人」を「一五〇人」に、「三三三人」を「三二七人」に、「一、四四六人」を「一、四七三人」に、

「一、四九六人」を「一、五二四人」に、「一、五四一人」を「一、五七〇人」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十二号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第九号の八を削る。

第二条の表の第二十二号の四(2)の次に次のように加える。

(3) 法第五十三条の七第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通報及び報告の受付

第二条の表の第二十二号の四中「広島市及び福山市」を「広島市、呉市及び福山市(広島市及び福山市については(3)に掲げる事務を除き、呉市については(3)に掲げる事務に限る。)」に改める。

第三条の表の第三号(2)中「第四十四条第一項」を「第四十二条の二第一項、法第四十四条第一項」に、「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「法第五十六条第二項及び第三項」を削り、「第五条の七」を「第五条の十二」に、「第五条の八」を「第五条の十三」に、「医療法人」を「社会医療法人に関する認定並びに医療法人」に改め、同号(2)の次に次のように加える。

(3) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号) 附則第十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の法第五十六条第二項及び第三項の規定による医療法人に関する認可

第三条の表の第二十六号の二(1)中「第一条」を「第三条」に改め、同号(2)中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同号(3)中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、

同号(4)中「第五条第二項」を「第八条第二項」に改め、同号(5)中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号(6)中「第六条第五項」を「第九条第五項」に改め、同号(7)中「第七条」を「第十条」に改め、同表の第二十六号の三(1)中「第一条」を「第三条」に改め、同号(2)中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同号(3)中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号(4)中「第五条第二項」を「第八条第二項」に改め、同号(5)中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号(6)中「第六条第五項」を「第九条第五項」に改め、同号(7)中「第七条」を「第十条」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十三号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
第三条の表中

介護保険法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修	同法第六十九条の三十三第一項の規定により知事が指定する研修実施機関
介護保険法第六十九条の二第二項の規定による介護支援専門員実務研修	同法第六十九条の三十三第一項の規定により知事が指定する研修実施機関
介護保険法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修	同法第六十九条の三十三第一項の規定により知事が指定する研修実施機関

改める。

別表教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号。以下この項において「法」という。)の項を次のように改める。

教育職員 免許法(昭和二十四年法律第四十七号。以下この項において「法」という。)	法第五条第一項及び第十六条の二第一項の規定による普通免許状の授与並びに法第五条の二第三項の規定による当該免許状への新教育領域の追加の定め	教育職員の普通免許状授与等手数料	三、四〇〇円
	法第五条第二項の規定による特別免許状の授与	教育職員の特別免許状授与手数料	三、四〇〇円
	法第五条第五項の規定による臨時免許状の授与及び法第五条の二第三項の規定による当該免許状への新教育領域の追加の定め	教育職員の臨時免許状授与等手数料	一、八〇〇円
	法第六条第一項の規定による教育職員の検定	教育職員の検定手数料	一、八〇〇円
	法第十五条の規定による免許状の書換	教育職員の免許状書換手数料	八七〇円
	法第十五条の規定による免許状の再交付	教育職員の免許状再交付手数料	一、一〇〇円
	教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第三十六条第一項の規定による免許法認定講習(特別支援学校教諭免許状授与に係るものを除く。)の開設	教育職員の免許法認定講習手数料	一講座につき 二、〇〇〇円

別表建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下この項において「法」という。)の項中

法第六条第一項(法第八十七条第一項の規定において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築等の確認の申請に対する審査	建築物の確認申請手数料	一 床面積の合計(建築物の建築(移転を除く。以下この項において同じ。)又は移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更(以下「移転等」という。)をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積(これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積
--	-------------	--

<p>の二分の一とし、確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るもの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(建築の場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)とする。)をいう。二から九までにおいて同じ。)が三〇平方メートル以内のもの</p> <p>五、〇〇〇円</p>	<p>二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>九、〇〇〇円</p>	<p>三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>一四、〇〇〇円</p>	<p>四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>一九、〇〇〇円</p>	<p>五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>三四、〇〇〇円</p>	<p>六 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>四八、〇〇〇円</p>	<p>七 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>一四〇、〇〇〇円</p>	<p>八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>二四〇、〇〇〇円</p>	<p>九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの</p> <p>四六〇、〇〇〇円</p>
--	---	---	---	---	---	---	--	--

を

法第六条第一項（法第八十七条第一項の規定において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等の確認の申請に対する審査

建築物の確認
申請手数料

床面積の合計（建築物の建築（移転を除く。以下この項において同じ。）又は移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項において「移転等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（建築の場合において床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。）をいう。一から一九までに同じ。）の一から一九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途（部分により用途を異にする建築物の場合においては、床面積が最大となる部分の用途をもつて、その用途とする。二一から二二までにおいて同じ。）及び床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、確認を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。二一から二二までにおいて同じ。）の二一から二二までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

五、〇〇〇円
一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの

二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの
九、〇〇〇円

三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの
一四、〇〇〇円

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの
一九、〇〇〇円

五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
三四、〇〇〇円

六 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
四八、〇〇〇円

七 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの
一四〇、〇〇〇円

八 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二四〇、〇〇〇円

九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超え一〇〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四六〇、〇〇〇円

二一 構造計算適合性判定対象建築物の用途

が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの(以下この項において「工場等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一二五、〇〇〇円(法第二十條第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。))によるものについては、一一三、〇〇〇円)

2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
一四四、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一二九、〇〇〇円)

3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇七、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円)

4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二五二、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二一九、〇〇〇円)

5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二

〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

二七六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二四〇、〇〇〇円)

6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三二四、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二七二、〇〇〇円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
三九〇、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三三六、〇〇〇円)

8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの(以下この項において「ホテル等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
二二二、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一八六、〇〇〇円)

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二六〇、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二二七、〇〇〇円)

10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合

に、